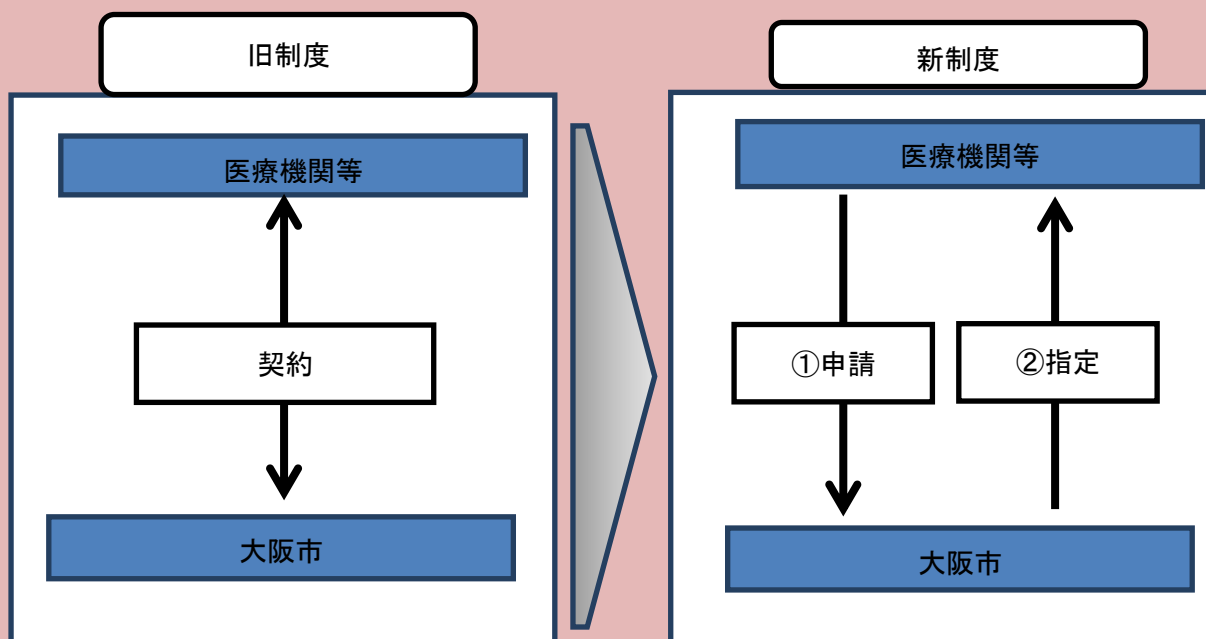


大阪市内に所在する事業者様へ

「小児慢性特定疾病医療費助成制度」に係る 指定小児慢性特定疾病医療機関の申請手続について

指定小児慢性特定疾病医療機関について

- 平成26年5月に「児童福祉法」（以下「法」といいます。）が改正され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されています。
- 新たな医療支援制度では、法の定める小児慢性疾病にかかっている患者の方が、医療費（調剤医療費を含む。）の支給を受けるには、都道府県知事（政令・中核市の場合は当該市長）から「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定を受けた医療機関で医療を受けることが必要です。
- 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けるためには、申請の手続が必要になります。（大阪市長の指定の対象は、大阪市内に所在する医療機関のみとなります。）
- 2 ページ目以降に申請手続等を記載していますので、ご参照のうえ、必要な手続を行ってください。



【問合せ先】

大阪市 保健所 管理課 保健事業グループ
電話：06-6647-0654 F A X：06-6647-0803

指定小児慢性特定疾病医療機関の要件・責務

【要件】

- 大阪市に所在する以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関
 - 保険薬局
 - 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項（指定申請書裏面）に該当していないこと。

【責務等】（法第19条の11・第19条の13・第19条の14）

- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。
- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、市長の指導を受けなければならない。

指定小児慢性特定疾病医療機関の申請手続等

【申請手続】

別添「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を次の提出先に送付してください。

【提出先】

〒545-0051

大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-1000号

大阪市 保健所 管理課 保健事業グループ（小児慢性特定疾病事業担当）宛

【留意事項】

- 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日となります。（ただし、指定の決定をした日とその属する月の初日の場合は、当月からの指定となります。）
- 指定後、大阪市から申請者（開設者）宛に指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を大阪市がホームページ等で公示します。
- 指定の有効期間は6年以内で本市が定める期間です。